

【第27回2級（管理業務）学科試験】

問1

ア～エを比較して、調査に関する次の文章の空欄〔1〕～〔3〕に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

海外における他社による自社特許の侵害調査を行うためには、〔1〕、〔2〕、〔3〕などが有効である。

- ア 〔1〕＝現地営業部隊の情報が一元的に入る仕組み
〔2〕＝自社関連の業界団体の活用
〔3〕＝リバースエンジニアリングを利用した侵害発見
- イ 〔1〕＝現地営業部隊の情報が一元的に入る仕組み
〔2〕＝リバースエンジニアリングを利用した侵害発見
〔3〕＝地域限定ライセンスの適用
- ウ 〔1〕＝米国においては、訴訟提起後のディスカバリー（証拠開示）手続
〔2〕＝業界の動向を可視化するパテントマップの作成
〔3〕＝地域限定ライセンスの適用
- エ 〔1〕＝自社関連の業界団体の活用
〔2〕＝米国においては、再審査制度の活用
〔3〕＝業界の動向を可視化するパテントマップの作成

問2

ア～エを比較して、パリ条約に規定する優先期間に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商号については12か月とする旨が規定されている。
- イ 実用新案については6か月とする旨が規定されている。
- ウ 意匠については12か月とする旨が規定されている。
- エ 特許については12か月とする旨が規定されている。

【第27回2級（管理業務）学科試験】

問3

ア～エを比較して、登録意匠の範囲に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 登録意匠に類似する意匠の範囲についての判定は、三名の審判官が行う。
- イ 登録意匠と類似するか否かの判断は、創作者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う旨が意匠法上に規定されている。
- ウ 登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基づいて判断される。
- エ 特徴記載書の記載は、登録意匠の範囲を定める基準にはならない。

問4

ア～エを比較して、営業秘密の管理に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 他の会社からの転職者を採用するときには、転職前の会社の情報が混入しないように管理する必要があるため、転職者に対して、転職前の会社の情報と自社の情報を区別できるように、転職前の会社の情報の開示を要求する。
- イ 派遣従業員に対して、同程度の職務に従事している自社の従業員に課しているのと同程度の秘密保持義務を遵守させる。
- ウ 就業規則や文書管理規程等により、秘密保持のための社内管理体制を整える必要がある。
- エ 従業員が体得した無形のノウハウや職務として記憶した顧客情報等は、具体的に文書等に記載する形で、その内容を紙その他の媒体に可視化する必要がある。

問5

ア～エを比較して、商標権の侵害に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権者が、故意により自己の商標権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した商品を譲渡したときは、譲渡数量に商標権者がその侵害の行為がなければ販売することができた商品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、商標権者が受けた損害の額とすることができる。
- イ 登録商標が音に係る商標権を有する商標権者は、他人による役務の提供のために音を発した行為について、損害の賠償の請求をすることができる場合はない。
- ウ 商標権者が、故意により自己の商標権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その登録商標の使用に対し受けるべき金銭の額に相当する額を超える額を、商標権者は請求することができない。
- エ 商標権者は、自己の商標権を侵害するおそれがある者に対し、当該商標登録の内容を記載した書面を提示して警告した後でなければ、その侵害の停止又は予防を請求することができない。

【第27回2級（管理業務）学科試験】

問6

ア～エを比較して、著作権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 複製権における複製とは、著作物を有形的に複製することをいい、著作物をインターネットで配信することもこれに含まれる。
- イ 上映権とは、映画特有の配給制度に応じて設けられた、他人に無断で公に上映されない権利であり、映画の著作物にのみ認められる。
- ウ 譲渡権（映画の著作物は除く）は、自分の著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供されない権利であり、権利者が著作物を一旦、譲渡した場合には、その後の転売について譲渡権は及ばない。
- エ 貸与権とは、自分の創作した著作物の複製物を他人に無断で貸与されない権利であるが、無償の貸与について貸与権は及ばない。

問7

ア～エを比較して、登録後の権利に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 複数の者が共同で特許無効審判を請求することはできない。
- イ 特許権の設定登録後でなければ、特許異議の申立てをすることはできない。
- ウ 実用新案登録が新規性を有していない場合、当該実用新案登録は、無効理由を有する。
- エ 特許権の消滅後であっても、特許無効審判を請求することができる。

問8

ア～エを比較して、国内優先権の主張を伴う特許出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 国内優先権の主張を伴う特許出願は、先の出願の日から1年6カ月を経過したときに出願公開される。
- イ 国内優先権の主張を伴う特許出願は、先の出願の日から1年4カ月以内にしなければならない。
- ウ 国内優先権の主張を伴う特許出願は、後の出願と同時に出願審査請求をする必要がある。
- エ 国内優先権の主張を伴う特許出願に係る特許権の存続期間は、先の特許出願の日から20年をもって終了する。

【第27回2級（管理業務）学科試験】

問9

ア～エを比較して、著作者人格権等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 職務著作に該当する著作物は、実際に著作物を創作した者が著作者人格権を有する。
- イ 映画の著作物の著作者とは、映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束している者である。
- ウ 共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ行使することができない。
- エ 外部への委託により創作した著作物の改変を予定している場合には、翻案権の他、同一性保持権についても譲渡を受けておく必要がある。

問10

ア～エを比較して、契約に関する次の文章の空欄 1 ～ 3 に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

ライセンスを受けた特許発明を実施すると、他人の特許権の侵害となるということが契約後にわかった場合、どのように取り扱われるのだろうか。この点、民法では、売買において目的物に 1 が存在する場合、売主側にはその点に関し、 2 といわれる法律上の責任があると規定されている。また、特許権者もライセンスに関してこの責任を負うとする見解が有力である。但し、この責任は任意規定であり、この種の契約書において 3 がおかれている場合が多い。

- ア 1 =潜在的問題 2 =危険負担
3 =売主側と特許権者の負担割合についての特約
- イ 1 =潜在的問題 2 =債務不履行
3 =特許権者が責任を負わない旨の特約
- ウ 1 =隠れた瑕疵 2 =債務不履行
3 =損害賠償額の上限についての特約
- エ 1 =隠れた瑕疵 2 =瑕疵担保責任
3 =特許権者が責任を負わない旨の特約

【第27回2級（管理業務）学科試験】

問11

ア～エを比較して、特許要件に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 同一の発明について異なった日に二以上の特許出願があったときは、出願人の協議により定めた一の特許出願人のみが発明について特許を受けることができる。
- イ 特許出願に係る発明が、当該特許出願をした後、当該特許出願が公開される前に日本国内又は外国において、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明と同一の場合には、特許を受けることができない。
- ウ 明細書の発明の詳細な説明の記載要件に関しては、特許異議の申立てをすることができない。
- エ 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が、公知技術に基づいて容易に発明をすることができたときは、その発明については、特許を受けることができない。

問12

ア～エを比較して、著作権者の権利の目的とならない著作物として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア プログラム
- イ データベース
- ウ 著作権等管理事業法の条文
- エ 学術的な性質を有する模型

問13

ア～エを比較して、商標の機能の説明に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 広告宣伝機能とは、数ある同種の商品やサービスの中から、自己の商品等を区別して示す機能をいう。
- イ 自他商品等識別機能とは、同一の商標を付した商品等は、一定の品質等を有していることを示す機能をいう。
- ウ 品質等保証機能とは、商品等の購買意欲を起こさせる機能をいう。
- エ 出所表示機能とは、同一の商標を付した商品等は、一定の生産者や販売者等によることを示す機能をいう。

【第27回2級（管理業務）学科試験】

問14

ア～エを比較して、ライセンスに関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権侵害訴訟を円満に解決できる。
- イ ライセンス収入による収益を確保できる。
- ウ ライバル企業の牽制、参入防止により市場を独占できる。
- エ ライセンスされた技術を利用して研究開発コストを低減できる。

問15

ア～エを比較して、意匠権の権利行使に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠権者は、意匠権を侵害する製品を輸出する者に対して権利行使することはできない。
- イ 意匠権者は、自己の意匠権を侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止を請求することができる。
- ウ 意匠権者は、試験又は研究を目的として登録意匠を実施する者に対しても権利行使することができる。
- エ 業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物を譲渡する行為は、意匠権を侵害するものとみなされない。

問16

ア～エを比較して、知的財産戦略に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願すべきか営業秘密として管理すべきかについては、技術的に高度な発明の場合には特許出願すべきであり、技術的にそれほど高度ではない発明の場合には営業秘密として管理すべきである。
- イ 海外出願先を決定するにあたっては、現在の市場国、将来の市場国、自社の生産国、自社の生産予定国、更には他社の生産国や生産予定国も検討すべきである。
- ウ ライフサイクルの短い製品については、特許制度や意匠制度よりも実用新案制度や不正競争防止法による保護を検討することも、有効である。
- エ 研究開発活動による「創造」と、発明を権利として保護する「権利化」と、発明実施等による経済的利益による「活用」の一連の流れをわが国では「知的創造サイクル」と呼び、これをうまく回転させることにより、企業の知的財産活動の活性化が図られ、産業の発達につながる。

【第27回2級（管理業務）学科試験】

問17

ア～エを比較して、特許請求の範囲又は発明の詳細な説明の記載要件に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許請求の範囲は、請求項に区分して、各請求項毎に特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載したものであること
- イ 特許請求の範囲の記載において、特許を受けようとする発明が明確であること
- ウ 発明の詳細な説明の記載は、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること
- エ 特許請求の範囲の記載において、特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明及び要約書に記載したものであること

問18

ア～エを比較して、意匠登録出願後の手続に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 図面の補正が要旨の変更に該当するとして審査官によってその補正が却下された場合に補正却下決定不服審判の請求をするときには、補正却下決定の謄本送達日から3カ月以内に、拒絶査定不服審判とともに請求しなければならない。
- イ 意匠登録出願に係る意匠について補正できる期間は、拒絶理由通知の発送日から所定の期間に限られる。
- ウ 意匠登録出願後3カ月以内に出願審査請求する必要がある。
- エ 意匠登録出願に対する審査官からの拒絶理由通知に対しては、意見書若しくは手続補正書、又はその双方を提出することもできる。

問19

ア～エを比較して、特許係争の対応に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権者以外の者は、差止請求訴訟を提起することはできない。
- イ 損害賠償請求する場合には、相手方を特定して事前に警告する必要がある。
- ウ 特許無効審判により特許が無効になった場合であっても、その特許に対応する中国の特許も同時に無効とはならない。
- エ 特許権に基づいて特許侵害訴訟を提起された場合、当該訴訟係属中において、当該特許権に対して、特許無効審判を請求することはできない。

【第27回2級（管理業務）学科試験】

問20

ア～エを比較して、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 国際出願後に国際予備審査を請求した後は、請求の範囲についてのみ補正することができる。
- イ 国際出願をして日本で特許権が発生した場合には、権利取得を目的とする指定国においても自動的に特許権が発生する。
- ウ 国際出願をする場合には、日本語で出願することができる。
- エ 国際出願をした場合には、その後、権利取得を目的とする指定国へ国内移行手続をするとともに、対応する外国特許出願を当該指定国において個別にする必要がある。

問21

ア～エを比較して、商標登録出願に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標登録出願に係る商標が、商標法第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）に該当することのみを理由とする拒絶理由の通知を受けた場合に、当該商標登録出願の査定前に、当該拒絶理由に引用された他人の登録商標に係る商標権が放棄されたときには、当該商標登録出願は、その拒絶の理由により拒絶されることを免れる。
- イ 商標登録出願に係る商標について、商標法第3条第1項第3号（記述的商標）に該当する場合であっても、商標登録を受けることができる場合がある。
- ウ 対比される商標から生ずる称呼が同一であっても、外観、観念、取引の実情を総合的に考慮した結果、互いに非類似の商標と判断される場合がある。
- エ 商標登録出願に係る指定商品が、他人の商標登録に係る指定商品と非類似の場合には、当該他人の商標の存在を理由に、当該商標登録出願が拒絶される場合はない。

問22

ア～エを比較して、独占禁止法に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア ライセンス契約において、ライセンスを受けた者が、改良発明や応用発明をした場合に、その権利をライセンスした者に帰属させることは、「不公正な取引方法」に該当するおそれがある。
- イ パテントプールは、参加者に課すルールが利便性の向上のために合理的に必要と認められるものであっても、独占禁止法上の問題を生じることがある。
- ウ 同業他社に対して特許の実施を許諾する契約の際に、成果物及びその類似品の「販売価格」について協定を結ぶことは、「不当な取引制限」となるおそれがある。
- エ 独占禁止法で禁止されている行為によって被害を受けた者は、差止めを請求することはできるが、損害賠償を請求することはできない。

【第27回2級（管理業務）学科試験】

問23

ア～エを比較して、共同著作物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 共同著作物とは、2人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。
- イ 共同著作物に係る著作権の侵害に対する差止請求を行う場合には、他の共有者の同意を得なければならない。
- ウ 共同著作物に係る著作権の持分を譲渡するには、他の共有者の同意を得なければ譲渡することができない。
- エ 共同著作物の場合には、共有者全員の合意がなければ著作物の利用を許諾することができない。

問24

ア～エを比較して、特許権の設定登録を受けるための特許料の納付期限に関して、最も適切と考えられるものはどれか。但し、期間延長はされていないものとする。

- ア 特許査定の際の送達日から30日以内
- イ 特許公報の発行日から60日以内
- ウ 特許査定の際の送達日から90日以内
- エ 特許公報の発行日から30日以内

問25

ア～エを比較して、著作権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 翻案権とは、著作権法上の支分権の一種であり、映画の著作物を除くすべての著作物について認められるものである。
- イ 商品化権とは、著作権法上の支分権の一種であり、商品化権を侵害された場合、著作権法上、商品化権の侵害を理由に差止請求をすることができる。
- ウ 出版権とは、著作権法上の支分権の一種であり、出版社に対して複製権を許諾する場合に自動的に設定されるものである。
- エ 口述権とは、著作権法上の支分権の一種であり、無断で著作物を公に口述されない権利であり、言語の著作物について認められるものである。

【第27回2級（管理業務）学科試験】

問26

ア～エを比較して、種苗法に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 育成者権の存続期間は、登録の日から10年間であるが、申請により存続期間を更新することができる。
- イ 育成者権者は、品種登録を受けた品種（登録品種）の登録品種名称を独占排他的に使用する権利を有する。
- ウ 植物の新品種は、種苗法により保護されるため、特許法による保護を受けることが一切できない。
- エ 品種登録を受けるためには、均一性、安定性、区別性及び未譲渡性の要件を満たすことが必要である。

問27

ア～エを比較して、弁理士法における弁理士が他人の求めに応じ報酬を得て行う独占代理業務として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許異議の申立て
- イ 国際出願
- ウ 商標登録出願
- エ 意匠登録料の納付

問28

ア～エを比較して、著作権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア ベルヌ条約の加盟国で著作物が保護されるためには、著作物に©マークを表示しなければならない。
- イ 同一性保持権に質権を設定することができる。
- ウ 複製権を放棄することはできない。
- エ 職務著作に係る著作物の著作権は、公表後50年を経過するまでの間、存続する。

【第27回2級（管理業務）学科試験】

問29

ア～エを比較して、契約に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 公序良俗に反する契約であっても、無効であるとは限らない。
- イ 法人間の契約において、代表取締役以外による契約締結も有効な場合がある。
- ウ 契約の内容がそもそも実現できない場合、その契約は無効である。
- エ 契約が強行法規違反の条項を含む場合、少なくともその条項は無効である。

問30

ア～エを比較して、海外で模倣品が市場に出現した場合の対策に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 日本の税関に輸入差止めの申立てをすることができるのは、特許権等の知的財産権の登録を受けた権利者だけである。
- イ 模倣品を発見した場合に救済を求めるにあたっては、模倣品に関する侵害救済のための統一された国際機関が存在しないことから、各国毎に、当該国で定められた機関で、所定の手続をするようにしなければならない。
- ウ 模倣品の水際での取締りを希望する場合、それらが知的財産侵害物品である証拠を提出し、輸入差止めの認定手続をとるよう特許庁長官に申し立てることができる。
- エ 模倣品の製造者や販売者に関する情報は、自社で収集する情報だけを信頼し、調査会社に調査を依頼することは避けるべきである。

問31

ア～エを比較して、著作権の侵害に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作者は、故意又は過失により、その著作者人格権を侵害した者に対し、損害の賠償とともに、著作者の名誉又は声望を回復するために適切な措置を請求することができる。
- イ 過失により著作権を侵害した者には、刑事罰が科される。
- ウ いわゆる海賊版を国外から輸入する行為は、著作権侵害とみなされる行為に該当するため差止請求の対象となるが、損害賠償請求の対象とはならない。
- エ 著作権を侵害するおそれがある者に対して、差止請求をすることはできない。

【第27回2級（管理業務）学科試験】

問32

ア～エを比較して、特許出願に関する次の文章の空欄 1 ～ 3 に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

一定の条件を満たす場合には、複数の発明であっても、1つの出願とすることができる。このように1つの出願にまとめられる発明の範囲を 1 という。具体的には、「2以上の発明が同一の又は対応する 2 を有していることにより、これらの発明が単一の一般的発明概念を形成するように 3 している技術的関係」を有する場合に1つの出願とすることができる。

- | | | | |
|---|------------|--------------|--------|
| ア | 1 = 出願の単一性 | 2 = 基本的な構成 | 3 = 連関 |
| イ | 1 = 発明の単一性 | 2 = 基本的な構成 | 3 = 従属 |
| ウ | 1 = 発明の単一性 | 2 = 特別な技術的特徴 | 3 = 連関 |
| エ | 1 = 出願の単一性 | 2 = 特別な技術的特徴 | 3 = 従属 |

問33

ア～エを比較して、商標法に規定する登録異議の申立て又は審判に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 何人も、商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。
- イ 登録商標を3年間継続して使用していない期間があれば、現在その登録商標を使用しているも商標法第50条（不使用取消審判）に規定する審判を請求することができる。
- ウ 何人も、商標法第51条（不正使用取消審判）に規定する審判を請求することができる。
- エ 利害関係人に限り、登録異議の申立てをすることができる。

問34

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 実用新案法においては、特許法上の職務発明に係る規定が準用されており、実用新案登録出願に係る考案に対しても、同規定が適用される。
- イ 従業者が行った発明が職務発明と認められ、勤務規則に従ってその発明に係る特許を受ける権利を会社に譲渡した場合、従業者は会社から相当の利益を受ける権利を取得する。
- ウ 2人の者が共同で発明をしたときには、一方の者の発明は、職務発明となり、他方の者の発明は、いわゆる自由発明となる場合はない。
- エ 同一企業内で異動前の職務に属する発明を、異動後の部署で完成させた場合は職務発明となるが、退職後に完成させた場合は職務発明とならない。

【第27回2級（管理業務）学科試験】

問35

ア～エを比較して、条約に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア マドリッド協定議定書に基づく国際出願は、基礎出願を受理し又は基礎登録した官庁を通じ、国際事務局に対して行う。
- イ マドリッド協定議定書に基づいて国際出願する際の出願書類は、英語で作成することができる。
- ウ パリ条約上の優先権を主張して商標登録出願をする場合に、優先期間は12カ月である。
- エ 特許協力条約（PCT）に基づいて、商標登録出願をすることはできない。

問36

ア～エを比較して、著作隣接権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 放送事業者は送信可能化権を有するが、有線放送事業者は送信可能化権を有しない。
- イ レコード製作者は、商業用レコードを用いた放送に関し、二次使用料を請求する権利を有する。
- ウ 実演家は、映画の著作物を貸与する権利を有する。
- エ 著作隣接権者は、著作隣接権の全部又は一部を譲渡することができない。

問37

ア～エを比較して、特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 補正が認められると、補正をした内容は出願時に遡って効力を生じる。
- イ 最後の拒絶理由の通知がされた場合には、当該拒絶理由の通知がされた時の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内に限り明細書の補正をすることができる。
- ウ 最後の拒絶理由の通知がされた後は、特許請求の範囲に関しては請求項の削除等を目的とした所定の補正しか行うことができない。
- エ 最初の拒絶理由の通知がされる前においては、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内で明細書の補正をすることができる。

【第27回2級（管理業務）学科試験】

問38

ア～エを比較して、著作権の制限に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 公表された映画の著作物について、著作権者の許諾を得ずに引用して利用することはできない。
- イ 公益目的の演奏であっても、観客から入場料を徴収する場合は、著作権者の許諾を得ずに行うことはできない。
- ウ 会社の業務に使用する目的であっても、正規に購入したコンピュータプログラムのバックアップを目的とするコピーであれば、著作権者の許諾を得ずに行うことができる。
- エ 著作権者の許諾を得ずに私的使用のための複製を行うことはできるが、コピープロテクションを外して複製することはできない。

問39

ア～エを比較して、契約に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 契約の解消において、契約は初めからなかったことにする手続を「解約」、将来に向かって契約の効力が消滅する手続を「解除」という。
- イ 契約は、申込の意思表示と承諾の意思表示が合致した時点で原則として成立するが、契約書等を作成する場合は、署名押印がなければ有効な契約と認められない。
- ウ 契約時に取り交わす書面について、その名称を「覚書」「合意書」とするよりも、「契約書」とした方が法的効力が強い。
- エ 相手方が契約内容を履行しない場合、債務不履行に基づいて相手方に損害賠償請求をすることができる。

問40

ア～エを比較して、特許権の侵害に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 他人の特許権に係る発明を利用して創作された自己の特許発明を業として実施する場合には、その他人の特許権の侵害とならない。
- イ 他人の特許権を侵害している製品を顧客に無償で配付する行為は、特許権の侵害とならない。
- ウ 特許製品の問題点を探し、当該問題点を解決した製品を開発するために、当該特許製品を業として使用することは、特許権の侵害とならない。
- エ 特許権を侵害する製品を家庭内で製造し、販売する行為は、特許権の侵害とならない。

【2級学科】

番号	正解
問1	ア
問2	エイ
問3	イ
問4	ア
問5	ア
問6	ウ
問7	ア
問8	ア
問9	ウ
問10	エ
問11	エ
問12	ウ
問13	エ
問14	ウ
問15	イ
問16	ア
問17	エ
問18	エ
問19	ウ
問20	ウ
問21	エ
問22	エ
問23	イ
問24	ア
問25	エ
問26	エ
問27	エ
問28	エ
問29	ア
問30	イ
問31	ア
問32	ウ
問33	ウ
問34	ウ
問35	ウ
問36	イ
問37	イ
問38	ア
問39	エ
問40	ウ